

|           |   |            |            |
|-----------|---|------------|------------|
| 件名        | 「平成16年度山梨県総合教育センターにおける が職務上保有する私に関する個人情報。」の不開示決定の件【諮問第15号】  |            |            |
| 開示請求年月日   | 平成18年3月22日  | 実施機関の決定年月日 | 平成18年4月4日  |
| 実施機関(担当課) | 山梨県教育委員会(総合教育セク)  | 決定内容       | 不開示決定      |
| 不開示理由     | 個人が審議・検討を行うための資料として職務上保有していた開示請求者に関する個人情報は、すでに廃棄処分されているため不存在である。(なお、組織的に利用するために廃棄処分せずに総合教育センターで保有している開示請求者に関する個人情報については、平成18年3月9日付けで開示決定済みである。)   |            |            |
| 異議申立て年月日  | 平成18年6月1日   | 諮問年月日      | 平成18年6月19日 |
| 答申年月日     | 平成19年2月16日  | 摘要         |            |
| 事案の概要     | <p>異議申立人は、実施機関に対し、「平成16年度山梨県総合教育センターにおける が職務上保有する私に関する個人情報。」の開示請求(山梨県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第14条第1項)を行った。(H18.3.22)</p> <p>実施機関は、開示請求に係る個人情報として、平成16年度に山梨県総合教育センターで実施した異議申立人の指定研修に関する情報であって、「山梨県教育長あて提出書類の原案」、「 が職務に関連して作成したメモ」又は「異議申立人が作成した研修記録等の写し」の各文書に記録されているものを特定し、その全部を開示しない決定(条例第20条第2項)をした。(H18.4.4)</p> <p>異議申立人は、当該不開示決定を不服とし、実施機関に対し異議申立て(行政不服審査法第6条)を行った。(H18.6.1)</p> <p>実施機関は、山梨県個人情報保護審議会あて諮問した。(H18.6.19)</p>    |            |            |
| 争点        | <p>開示請求に係る個人情報は、条例第14条第1項の「自己を本人とする保有個人情報」に該当し、開示請求の対象になるのか。すなわち、「山梨県教育長あて提出書類の原案」、「 が職務に関連して作成したメモ」又は「異議申立人が作成した研修記録等の写し」の各文書は、山梨県情報公開条例第2条第2項の行政文書に当たるのか。</p>   |            |            |
| 審議会の結論等   | <p>1 審議会の結論</p> <p>山梨県教育委員会が平成18年4月4日付けで異議申立人に対して行った保有個人情報不開示決定処分については、妥当である。</p> <p>2 審議会の判断</p> <p>開示請求に係る個人情報は、条例第14条第1項の「自己を本人とする」ものであるということはできるものの、「山梨県教育長あて提出書類の原案」、「 が職務に関連して作成したメモ」又は「異議申立人が作成した研修記録等の写し」の各文書が行政文書に当たるとはいえない以上、同項の「保有個人情報」に該当せず、開示請求の対象にならない。 ~ の各文書が行政文書に当たらないとする理由は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 「山梨県教育長あて提出書類の原案」について</p> <p>当該文書は、 が異議申立人の指定研修という自己の職務の範囲内において取得した文書であるから、「実施機関の職員が職務上...取得した文書」というこ</p> |            |            |

